

指 示

平成 27 年 11 月 20 日

長野県知事
阿部 守一 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 27 年 5 月 28 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 長野県軽井沢町及び御代田町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 長野県小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町及び南牧村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。ただし、まつたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 長野県長野市、中野市、軽井沢町、木島平村及び野沢温泉村において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。